

健全化法における資金不足比率について

資料5

公営企業ごとの資金の不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額の算定方法

(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産)
- 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)
- 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

事業の規模の算定方法

(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。